

総務局・人事局・情報政策課との座談会の質問事項

- 1 書記官事務の整理について（総務局）
  - (1) 取組の基本姿勢
  - (2) 資料（総論及び各論）の位置づけ
  - (3) 取組の課題と研修所との連携について
  - (4) 今後について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について（総務局）
  - (1) 民事・行政関係
    - ア 最近の民事事件の動向とそれに伴う書記官事務の状況等について
    - イ 判決原本等の国立公文書館への移管について
  - (2) 刑事関係
    - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について
    - イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について
    - ウ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実情と書記官事務の状況について
  - (3) 家事・少年関係
    - ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について
    - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
    - ウ 子奪取条約実施法について
    - エ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について
- 3 書記官事務に関する最近の動向について（総務局）
  - (1) 書記官事務の環境整備について
    - ア 音声認識システムの運用状況等について
    - イ デジタル録音機の整備等について
  - (2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について
  - (3) 帳簿諸票関係事務の現状及び問題点について
  - (4) 適正な事務の確保について
  - (5) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて
- 4 書記官の定員の状況について（総務局）
- 5 書記官の給与上の諸問題等について（人事局）
  - (1) 書記官全体の処遇について
  - (2) 級別定数関係について
    - ア 7級関係
    - イ 6級以下関係
    - ウ 官職増設関係
  - (3) 退職給与の改正等について
- 6 書記官の任用上の問題について（人事局）
  - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

- (2) 書記官の任用政策について
  - ア 主任書記官等のポストの増設について
  - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
  - ウ 他官庁への出向状況等について
- (3) 女性書記官の管理職登用について
- (4) 再任用制度について
- (5) 仕事と生活の調和への配慮
- (6) 産前・産後休暇, 育児休業制度における代替要員の確保について
- 7 メンタルヘルスについて (人事局)
- 8 システム開発等と書記官事務について (情報政策課)
  - (1) 裁判所における情報化の状況と課題
  - (2) 情報化を推進するための人材育成について
  - (3) 民事裁判事務支援システム (MINTAS) の稼働状況等について
  - (4) 刑事裁判事務支援システム (KEITAS) の稼働状況等について
  - (5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
  - (6) J・NETポータルの充実について
  - (7) 情報セキュリティ (USBメモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。) の職員への意識付けについて
- 9 東日本大震災への対応状況について (総務局)

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

主 催 日本裁判所書記官協議会  
日 時 平成26年6月10日(火)  
場 所 グランドアーク半蔵門

出 席 者

最高裁判所

|          |         |
|----------|---------|
| 総務局第一課長  | 大須賀 寛 之 |
| 同 第二課長   | 清 藤 健 一 |
| 同 参事官    | 平 城 文 啓 |
| 同 第三課長   | 植 村 直 樹 |
| 人事局給与課長  | 春 名 茂   |
| 同 参事官    | 尾 崎 裕   |
| 情報政策課参事官 | 松 本 真   |

日本裁判所書記官協議会

会 長

副会長

同

・ 事務局長

総務部長

経理部長

企画調査部長

企画調査部員

テ ー マ

- 1 書記官事務の整理について
  - (1) 取組の基本姿勢
  - (2) 取組の現状について
  - (3) 取組の課題について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
  - (1) 民事・行政関係
    - ア 最近の民事事件の動向とそれに伴う書記官事務の状況等について
    - イ 判決原本等の国立公文書館への移管について
  - (2) 刑事関係
    - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について
    - イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について
    - ウ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実情と書記官事務の状況について
  - (3) 家事・少年関係

- ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について
- イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
- ウ 子奪取条約実施法について
- エ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について
- 3 書記官事務に関する最近の動向について
  - (1) 書記官事務の環境整備について
    - ア 音声認識システムの運用状況等について
    - イ デジタル録音機の整備等について
  - (2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について
  - (3) 帳簿諸票関係事務の現状及び問題点について
  - (4) 適正な事務の確保について
  - (5) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて
- 4 書記官の定員の状況について
- 5 書記官の給与上の諸問題等について
  - (1) 書記官全体の処遇について
  - (2) 級別定数関係について
    - ア 7級関係
    - イ 6級以下関係
    - ウ 官職増設関係
  - (3) 退職給与の改正等について
- 6 書記官の任用上の問題について
  - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
  - (2) 書記官の任用政策について
    - ア 主任書記官等のポストの増設について
    - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
    - ウ 他官庁への出向状況等について
  - (3) 女性書記官の管理職登用について
  - (4) 再任用制度について
  - (5) 仕事と生活の調和への配慮について
  - (6) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について
- 7 メンタルヘルスについて
- 8 システム開発等と書記官事務について
  - (1) 裁判所における情報化の状況と課題について
  - (2) 情報化を推進するための人材の育成について
  - (3) 民事裁判事務支援システム（MINTAS）の稼働状況等について
  - (4) 刑事裁判事務支援システム（KEITAS）の稼働状況等について
  - (5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
  - (6) J・NETポータルの充実について
  - (7) 情報セキュリティ（USBメモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。）の職員への意識付けについて

9 東日本大震災への対応状況について

事務局長

本日は、御多忙の中、日本裁判所書記官協議会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、総務局、人事局及び情報政策課との座談会を始めさせていただきます。開催に当たり、当協議会の会長から御挨拶申し上げます。

会長

本日は、この座談会に、総務局から大須賀第一課長、清藤第二課長、植村第三課長、平城参事官、人事局から春名給与課長、尾崎参事官、情報政策課から松本参事官に、大変御多忙にも関わらず御出席いただきありがとうございます。

また、平素から日書協の諸活動に御理解と多大なお力添えをいただいておりますことにも、この機会をお借りして、厚くお礼申し上げます。

この座談会の結果は、今年も、7月に発行する会報書記官に掲載する予定としておりますが、事務総局において取り組まれている書記官に関する施策の動向や課題がタイムリーかつ分かりやすく把握できるということで、全国各地の会員が、最も楽しみにし、期待している記事の一つとなっており、日書協としましてもこの企画に大変重きを置いております。もっとも、各局課の御負担も大変重いものとなっているのではないかと推察しておりますが、会員の期待を御斟酌いただき、今年も、大変貴重なお話をお伺いできるものと、楽しみにしております。

さて、平成26年度は、全国書記官協議会と富士見同窓会が統合し、日本裁判所書記官協議会が誕生してからちょうど満10年という節目の年を迎えました。統合した平成16年7月当時はまさに司法制度改革の最中だったわけですが、そのような中で、裁判所書記官が司法制度の重要な担い手として、更に資質、能力の向上を図って、司法に対する国民の期待に応えていくことがその務めであり、その役割を果たすべく、書記官の組織する団体が一つになって課題に邁進すべきであるとして、統合が実現したものです。

この間の一連の司法制度改革により、裁判所書記官の役割は大きく拡がり、IT化等とも相まって、その職務の内容が大きく変化してきました。私ども裁判所書記官はそのような変化に対応すべく、改革の趣旨等を十分に理解し、裁判官等と共に、適切かつ円滑な制度の運用に努めてまいりましたが、一方では、書記官がその本質を理解せずに適切でない事務処理をしている事例や、個々の事件の処理に当たり、裁判官等と共通の認識を持たないまま、事務を行っている現状もいまだ見られるところです。

そのような状況の中で、現在、あらゆる裁判手続に関与して裁判の運営を支える裁判所書記官が、その役割を十分に果たすために、事務の根拠を確認し、目的を理解して、裁判官等と意見交換をして、個々の事件において必要な書記官事務を合理的に遂行する必要があるとの書記官事務の整理の取組が行われ、各職場で日常的に検討や実践が行われ、徐々に浸透が図られているところです。

日書協では、毎年各高裁地区において支部交流会を実施しておりますが、今年の支部交流会でも、多くの支部から、書記官事務の整理について高い関心が寄せられ、この座談会でも是非話題として取り上げてほしいとの強い要望がありました。本日は、書記官事務の整理を始めとして、書記官事務に関連する最近の特徴的な状況や、定員関係、給与や任用

上の施策、情報システム関係の課題、最後に既に3年が経過しているにも関わらず、なかなか本格的な復興の姿が見えてこない東日本大震災への裁判所における対応等、広範かつ多岐にわたる事項について、様々な角度からお話をお聞かせいただきたいと思います。

ところで、日書協においては、一昨年の秋から各高裁地区支部が連携しながら共通のテーマについて研究を行う「共同実務研究」を立ち上げ、「非訟事件手続法と書記官事務」、「家事事件手続法と書記官事務」、「医療観察事件と書記官事務」という3つのテーマを取上げました。これらの研究は、各地区支部から選定された研究員が、全国各庁の実情や取扱いを踏まえて検討、意見交換等をしており、広がりや奥行きを持ち実務に即した研究成果が期待されています。第一弾として近く「非訟事件に関する書記官事務の研究」が会報誌の増刊号として発刊の予定です。私どもとしましては、庁を越えて書記官が共同で実務について研究を行い、その成果を会員に還元していくことで、全国の書記官事務の質の向上につなげることができるのではないかと考えております。

裁判所が国民の負託に応えていく上で、書記官の役割が更に大きくなってきている状況の下、私どもは、統合時の目標を忘れることなく、全国の書記官の「専門的な知識及び技能の向上」を目指して、引き続き積極的な活動を展開していきたいと考えており、是非、皆様方の御支援を賜りたく思っております。

それでは、これもちまして開会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 事務局長

それでは、これからの進行は企画調査部長をお願いします。

## 1 書記官事務の整理について

企画調査部長

企画調査部長の[ ]でございます。よろしくお願いします。

まず、書記官事務の整理の取組状況等についてお聞かせください。

平城総務局参事官

### (1) 取組の基本姿勢

書記官事務の整理の取組は、現在のあるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目的とするものです。

書記官事務は、適正迅速な裁判を支えるためのものですから、裁判の運営主体である裁判官が、あるべき書記官事務の姿を理解しておくことが必要です。したがって、裁判官と書記官とが現状の書記官事務があるべき姿になっているかどうかを不断に検討し、議論を重ねて、合理的な書記官事務の遂行へとつなげていく、という日常的で主体的な検討や実践こそが取組の基本となる姿であると考えています。

書記官事務の整理の取組に関する資料は、裁判官と書記官との間、裁判官同士、書記官同士で、あるべき書記官事務の姿を検討していくための視点を提供したものです。その内容は、書記官の設置根拠から導かれる、事務の法的根拠と目的という二つの視点を示し、

これを共有した上で議論をしていくことの重要性を明らかにしています。この視点の共有に関しては、これまでの各庁における取組が実を結びつつあり、徐々に意識ができつつあると考えています。もちろん、この視点を共有しただけであるべき書記官事務の姿が明らかになるわけではありません。この視点を踏まえた上で、現場の実情に応じた合理的な事務の姿を追求することによりはじめて、その時代・その場所に応じたあるべき書記官事務の姿が明らかになっていくものです。

### (2) 取組の現状について

これまでも、裁判所職員総合研修所や司法研修所と連携し、両研修所で合同開催される実務研究会等において、書記官事務の整理の視点に基づいた共同研究を実施してきました。具体的には、日常当たり前のように行われている特定の事務を取り上げ、現状の事務があるべき姿になっているかどうかの検討を、事務の根拠・目的に立ち返って行うというものであり、5月に実施された民事実務研究会においても、裁判官と書記官との間で、弁論準備手続期日の立会、判決原稿点検、訴状審査をテーマに率直な意見交換が行われました。実務研究会等に参加した多くの研究員からは、現状に対する問題意識が喚起できたとの意見を聞くことができましたので、最高裁判所としては、これからも、両研修所との連携を図るなどしながら、的確な問題意識の喚起に努めていきたいと考えていますが、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態が将来にわたって確保されるためには、このように喚起された問題意識が裁判所全体で共有され、現場の執務の中で現実に関活かされていく必要があります。その後押しのために最高裁としてどのようなことができるのかを、現場の御意見も聞きながら検討していかなければならないと考えています。

### (3) 取組の課題について

現在、取組の課題として感じている点をいくつか挙げさせていただきます。

一つ目は、この書記官事務の整理の取組は、「形」ではなく「視点」を示したものです。つまり、裁判官と書記官との間、裁判官同士、書記官同士で、かみ合った議論をするために、根拠と目的という視点をお示ししたにすぎません。それにもかかわらず、現場では、根拠と目的が何かを議論して終わり、という状況が若干見受けられるのではないかと感じています。本来はそこから先の議論が大事です。具体的な事務の姿に結びついていくことにより議論の意味を実感してもらうことが大事であると思っています。

二つ目の点は、裁判官と書記官との関係です。この書記官事務の整理の取組は、あるべき裁判の実現のために行っているものです。したがって、裁判の主宰者である裁判官には自分の問題として考えてもらわなければなりません。しかし、書記官からは率直な気持ちとして、なかなか裁判官に議論を持ちかけづらいと伺うことがあります。裁判官に理解を深めていただくためにどうすれば良いかという課題があります。

三つ目として、書記官事務の整理の取組が、単なるイベントではなく、現場で地道に続けていくためのものであることを理解していただかなければなりません。そのためには、この取組が目指しているものを伝える努力をしていかなければならないと感じています。

## 2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

ア 最近の民事事件の動向とそれに伴う書記官事務の状況等について

企画調査部長

民事事件及び行政事件について、最近の動向とそれに伴う書記官事務の状況についてお聞かせください。

大須賀総務局第一課長

(7) 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成25年の全国の新受件数は、全体として平成24年に引き続き減少しています。

具体的には、地裁の訴訟事件（15万8658件、前年比一約9.7%）及び簡裁の訴訟事件（34万7333件、前年比一約17.2%）は、平成21年をピークに減少傾向にあります。この点については、地簡裁の訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件が終息に向かいつつあることに加えて、簡裁においては、貸金請求事件が大きく落ち込んだことも要因であると言えます。

そのほか、平成15年をピークに減少している破産事件（8万1136件、前年比一約9.0%）、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（3万3718件、前年比一約13.5%）も事件数が減少しています。

この点、私たちが今大事だと考えているのは、書記官事務の整理の話題でもありましたが、事件数が減少傾向にある今こそ、足元の事務が無駄のない合理的なものであるかをきちんと議論して、確固としたものにしていく契機であるということです。事件数が増加傾向にあり、繁忙度が増している状況では、なかなか自分たちの事務のあるべき姿の検討に、時間をとって議論するということは困難でしょうし、あるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有していくことも困難であろうと思います。事件が減少傾向にあるときこそ、真に合理的な事務はどうあるべきかを、それぞれの職場で議論して確固たるものにしていく契機と捉える必要があると考えます。

(1) 書記官事務の状況等

まず、書記官事務に関するトピックとして、平成25年12月11日に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号。以下「消費者裁判手続特例法」）が公布されたことがあげられます。消費者裁判手続特例法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。現在、この法律に基づく手続の円滑な導入に向けて、最高裁判所規則をはじめとして、規程・通達等も含めて、制定や改正の作業を行っています。

民法（債権関係）の改正については、現在、法制審議会民法（債権関係）部会で議論されているところですが、裁判手続にどの程度影響を与えるのか等について今後も注視していく予定です。

次に、民事調停事件においては、法的判断や専門的知識に裏付けられた合理的なあっせんを求める当事者のニーズに応えられるよう、その紛争解決機能を強化する取組を進めています。昨年12月には、これまでの議論を集約した形で司法研究報告書が刊行され、具体的な調停運営モデルや留意点が提示されました。

今後、機能強化に向けた取組を庁全体として実践し、定着させていく必要がありますが、

この取組における書記官の役割としては、調停運営がスムーズに行われるようサポートをしていくこと、例えば、①申立書面の受理段階で申立人から聴き取った情報を担当書記官に引き継ぐ、②証拠書類の早期提出や追完を促す、③調停主任と調停委員が実質的な意見交換ができるよう、その橋渡しを行うなどが考えられます。

そのほか、平成26年5月28日から2日間の日程で、平成26年度民事実務（訴訟）研究会が「民事立会部における書記官事務について」というテーマで実施されました。裁判所職員総合研修所と司法研修所との合同で、民事立会部における裁判官と書記官の協働について、弁論準備手続期日の立会、判決原稿点検事務及び訴状審査が取り上げられ、あるべき書記官事務について、それぞれ研究員による充実した討議がされました。

#### イ 判決原本等の国立公文書館への移管について

企画調査部長

判決原本等の国立公文書館への移管についてお聞かせください。

#### 大須賀総務局第一課長

最高裁判所においては、公文書等の管理に関する法律第14条（旧国立公文書館法15条）の規定により平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁長官との間で締結された申合せ等により、保存期間が満了した裁判文書のうち歴史資料として重要なものである①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等、②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等及び③大審院時代（裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）前）に備え付けられた帳簿諸票を国立公文書館へ移管することとされています（③については、平成25年の申合せ等の改訂により、新たに移管することとされました。）。

上記申合せ等を受けて平成22年2月1日に策定された移管計画（第1期）により、平成24年までに、①及び②のうち全ての裁判所の昭和30年までに完結した事件に係るものが移管されました。平成25年以降については、同年6月26日に策定された移管計画（第2期）により、平成29年までに、①及び②のうち昭和37年までに完結した事件に係るもの及び③のうち民事事件の事件簿が移管されることになっており、平成25年は最高裁判所及び仙台高等裁判所管内のものが移管されました。平成26年は名古屋・福岡高等裁判所管内のものの移管が予定されており、平成27年以降も順次他の裁判所のものを移管していくことになります。

#### (2) 刑事関係

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

企画調査部長

刑事事件の動向及び書記官事務の状況等についてお聞かせください。

#### 大須賀総務局第一課長

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成25年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が6091人（前年比一約7.1%）、地方裁判所が7万1771人（前年比一約6.3%）、簡易裁判所が32万2090人（前年比一約9.3%）（うち略式事件数は31万2248人）となっており、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

平成25年11月27日及び28日に司法研修所と合同で実施された刑事実務研究会では、「刑事事件における裁判官と書記官の協働について」をテーマに討議が行われました。

この研究会で議論がされた事務の根拠や目的を踏まえた裁判官の審理方針等や現場の実情に即した合理的な書記官事務の在り方については、今後も、各現場において更に議論を深めていくことが重要と考えています。

また、刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律が平成25年6月19日に公布され、特別遵守事項として社会貢献活動を新設する更生保護法改正部分は平成27年6月までに、刑の一部執行猶予部分は平成28年6月までに施行される予定となっていることに伴い、現在、改正法等の円滑な施行に向けて、通達の改正等について検討を進めています。

イ 裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等について

企画調査部長

裁判員制度の実施状況と書記官事務の状況等についてお聞かせください。

大須賀総務局第一課長

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成26年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は8009人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件1919人、殺人事件1673人、現住建造物等放火事件741人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は6396人であり、このうち否認事件は2724人となっています。

平成25年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は7937人です。裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、多くの方から適切なものであると評価していただいております。近年やや低下傾向が見られた審理内容の理解しやすさや評議における議論の充実度についても、平成25年度においては回復が見られました。

裁判員制度は、施行後5年が経過しましたが、国民の熱心な協力の下、これまでのところ概ね順調に運営されています。裁判員を経験された多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている一方で、様々な課題も明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありように常に立ち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。

裁判員裁判を担当する書記官においても、裁判官と緊密に意思疎通を図り、運営の在り方に関する裁判官側の様々な問題意識を共有した上で、個々の書記官事務を合理的に遂行する必要があります。

ウ 被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実情と書記官事務の状況について

企画調査部長

被害者参加制度及び損害賠償命令制度の実情と書記官事務の状況についてお聞かせください。

大須賀総務局第一課長

施行から5年半が経過した被害者参加制度については、平成25年の終局人員中、被害者参加の申出があったものは811人（前年比＋約22.9%）であり、このうち罪名別の内訳では、傷害罪が113人、殺人罪が66人、強制わいせつ罪が63人などとなっています。また、平成25年に参加の申出をした被害者等の人員数は1306人（前年比＋約27.7%）であり、内訳として証人尋問や被告人質問をした被害者等は延べ853人

(前年比+約27.7%), 刑訴法316条の38により弁論として意見陳述をした被害者等は605人(前年比+約26.3%)となっています。

なお、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の改正により、平成25年12月1日から、被害者参加旅費等支給制度が施行されました。この制度は、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合にその出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度で、これにより、これまでよりも被害者の方がより裁判に参加しやすくなります。旅費等の支払は法テラスによって行われますが、請求書等は裁判所を経由して法テラスに提出することになりますので、書記官は法テラスにおいて速やかな支払が行われるよう、関係機関との間で円滑な連携を図っていくことが必要です。

また、同じく施行から約5年半が経過した刑事損害賠償命令制度については、平成25年の申立件数の累計が303件(前年比+約17.0%)、制度施行当初から平成26年3月末の時点における申立件数は1325件となっています。裁判所職員総合研修所においても、損害賠償命令手続をテーマとして平成24年度書記官実務研究が行われ、「損害賠償命令手続における書記官事務の研究」(書記官実務研究報告書第10号)が発出されましたが、本研究は、刑事損害賠償命令手続における書記官事務の在り方について具体的に言及したもので、刑事事件を担当する書記官のみならず、移行後の民事事件を担当する書記官にとっても参考になるものです。

被害者参加制度及び損害賠償命令制度については、いずれも制度の利用が年々増加しており、事前準備や審理計画案の策定等における書記官の果たすべき役割も大きくなってきていることから、被害者保護という制度趣旨に留意をしつつ、裁判官と連携しながら、書記官事務の在り方について日々検討を行った上で、制度の円滑な進行に向けて引き続き努力をしていくことが必要です。

### (3) 家事・少年関係

ア 最近の家事関係事件の動向、書記官事務の状況等について

企画調査部長

最近の家事関係事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

清藤総務局第二課長

#### (7) 最近の家事関係事件の動向

平成25年における家庭裁判所の家事事件総数の新受件数は、91万6398件(前年比+約6.9%)で増加傾向が続いています。その主な内訳を見ると、家事審判事件は73万4228件(前年比+約9.1%)と増加している一方、家事調停事件は13万9593件(前年比-約1.6%)、人事訴訟事件は1万0594件(前年比-約7.1%)と高止まりしています。家事審判事件数増加の主な要因は、後見等監督処分事件の増加によるものであり、後見等監督処分事件を除く家事審判事件は高止まりしています。

近年は家事関係の大きな法改正が相次いでおり、平成25年1月1日には家事事件手続法(以下「家事法」という。)が、平成26年4月1日には、いわゆるハーグ条約の締結に伴う国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(以下「子奪取条約実施法」という。)が、それぞれ施行されました。

また、家事法の運用に影響する法改正として、平成25年12月11日には嫡出子と嫡

出でない子の相続分を同等にすることとした民法の一部を改正する法律が、平成26年4月1日には、精神保健福祉法上の保護者制度の廃止を盛り込んだ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律がそれぞれ施行されました。

なお、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備については、現在、法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において調査審議がなされているところであり、各庁に対して必要な情報提供を行う予定です。

#### (4) 家事事件（後見関係事件を除く。）における書記官事務の状況

家事法施行から約1年半が経過し、実務の運用が定着しつつある一方で、各庁の実情に応じて、当該運用が家事法の趣旨を踏まえたものとなっているか検証し、よりよいものに変えていくための取組も行われていることと思います。

最高裁判所においては、各庁における家事法の運用に資するよう、各高裁で開催された家事事件担当裁判官等協議会等において、例えば家事法により新設された電話会議システム等の手続の運用状況及び課題並びに家事法により規律が変更された記録の閲覧等の手続において留意すべき秘匿情報の管理に関する他庁の取組状況など、家事法の施行後に生じた問題点等を情報提供しました。

さらに、平成25年度家事実務研究会においては、司法研修所との共同研究で、子のいる夫婦の離婚調停事件を題材に運用上の諸問題について討議されました。家事法下での調停においては、近年の社会や国民の権利意識の変化を背景とする社会の家庭裁判所に対するニーズの変化に応えるため、調停委員会が当事者の言い分と紛争の対立点を的確に把握し、これを当事者双方との間で共有し、法的観点及び紛争の実情を踏まえ、当事者双方に主体的な紛争解決に向けた検討を促すような調停手続の運営を目指すことが求められています。各庁においては、引き続き課題の解消に向けた取組が続くものと思われます。各庁の実情や調停委員会の方針によって、書記官の行う事務処理の在り方は異なり得と考えられますが、書記官としては、家事法や家事事件手続規則、関連する通達等を確認して正確に事務を行うことに加え、調停委員会の方針の実現に向け、効果的かつ合理的な方法により事務を行うこと、例えば、必要な情報を適時適切に裁判官、調停委員及び家裁調査官に伝達したり、事件の進行管理や関係職種間の連絡調整を行ったりすることなどが求められることになると思います。

最高裁判所においては、各庁の取組を支援するために、引き続き、協議会等を通じて各庁の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

#### イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

##### 企画調査部長

成年後見関係事件に関する書記官事務の状況等についてお聞かせください。

##### 清藤総務局第二課長

平成25年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比約1.0%増の4万3288件と、引き続き増加傾向にあり、高齢化の進行等に伴って、今後もますます成年後見制度の利用が増えることが予想されます。

一方で、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道さ

れるケースも後を絶たない状況にあり、後見人等の不正行為について、社会的にも厳しい非難を受けるなど注目を集めています。平成25年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所から報告された後見人等による不正事案は662件、被害総額は約44億9000万円にも上っています。

このため、家庭裁判所においては、後見人等による不正行為及び被害の拡大をより効果的に防止するため、専門職後見人等の活用や後見制度支援信託の利用の拡大などによる更なる不正防止策の充実、不正兆候把握後の緊急事務処理態勢の定着など、あるべき後見等監督の実現が引き続き課題となるとともに、管理継続中事件の累積的な増加を見据え、効果的かつ合理的に後見等監督事務が行われるよう事務処理全般についての見直し等が課題となっています。

例えば、導入後2年余りが経過した後見制度支援信託については、信託財産について親族後見人による不正行為の防止が確実に図れることに加え、家庭裁判所が監督対象とすべき財産の範囲が信託財産以外の財産に絞られることもあり、将来的な監督対象事件の累積的な増加を見据えると、専門職後見人等の選任と同様、更なる活用が期待されるところです。平成24年2月1日から平成26年3月末日までの間の全国の利用事件数は872件ですが、平成25年度以降、管理継続中の事件についても利用が進められていることから、将来的には更に積極的な活用が見込まれます。

また、更なる不正防止の観点から、従前は必要に応じて報告を求めていた類型の事案について、各裁判体の判断の下、庁の実情に応じて、順次定期的な報告を求めるための点検作業が行われている（又は行われた）ことと思います。

各庁においては、引き続き、不正防止及び被害拡大防止がより効果的なものとなるよう、現在の後見等監督の方針やそれに伴う事務処理の在り方などについての見直し検討が行われることもあると思われます。もとより、後見等監督の方針は、裁判官の判断事項ではありますが、当該方針に基づき、中心となって事務処理を行うのは書記官であることが多いと思われます。このため、書記官としては、裁判官や家裁調査官とともに、適切かつ合理的な後見等監督事務が行われるよう、その在り方について検討する必要がありますし、その際には、例えば、方針を踏まえた合理的な事務処理方法や、当該方針を達成するための関係職種間の情報共有の在り方などについて主体的に検討し、関係職種と協議することが求められます。

#### ウ 子奪取条約実施法について

##### 企画調査部長

子奪取条約実施法についてお聞かせください。

##### 清藤総務局第二課長

最高裁判所においては、子奪取条約実施法の具体的な運用等について「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則」（以下「子奪取条約実施規則」という。）で定めたほか、関係する規程や通達の改正等を行いました。

子の返還申立事件の第一審における管轄については、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所に集中しますが、子奪取条約実施法に特則が設けられた家事事件の手続に関しては、全国の家庭裁判所に影響があります。

例えば、全国の家裁裁判所に係属する可能性がある子奪取条約実施法の適用のある面会交流等事件の手続においては、書記官は、子奪取条約実施法の適用のある面会交流等事件の申立てがあったとき及び事件が終了したときにはその旨を外務大臣に速やかに通知しなければなりませんし、閲覧等の手続に関して家事法とは異なる規定が設けられるなどしています。

また、親権者の指定若しくは変更又は子の監護に関する処分についての審判事件（人事訴訟法32条1項に規定する附帯処分についての裁判及び同条3項の親権者の指定についての裁判に係る事件を含む。）に係る子について、不法な連れ去り又は不法な留置と主張される連れ去り又は留置があったことが外務大臣又は当該子についての子の返還申立事件が係属する裁判所から通知されたときは、原則として当該審判事件についての裁判をしてはならないとされています。このため、このような通知がされた場合には、担当書記官は、速やかに裁判官にその内容を伝え、例えば、期日取消しに伴う通知事務などを行うこととなります。

以上は一例であり、書記官は、子奪取条約実施法、子奪取条約実施規則、関連する通達等を確認して正確に事務処理を行う必要がありますが、最高裁判所においては、各庁における子奪取条約実施法の運用検討に資するよう、子奪取条約実施規則の条解等を各庁に参考送付したり、平成25年度特別研究会や同年度家事実務研究会において、特に東京・大阪以外の家裁裁判所に関係する事項を中心に、子奪取条約実施法及び子奪取条約実施規則の施行に伴う事務処理上の留意点について情報提供を行ったりしました。

エ 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

清藤総務局第二課長

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降減少し、平成25年は前年比約8.2%減の12万1284人となっていますが、近年、再非行少年率が過去最高水準で推移するなど、少年審判に対しては、これまで以上に厳しい目が向けられているところです。平成25年度少年実務研究会においては、司法研修所との共同研究で、「少年審判の機能強化」をテーマに、少年事件の事務処理過程を、事件受付、事件係属中、事件終局段階の三段階に大きく分け、各段階において三職種がどのように役割を果たし連携すべきかについて、実際に行われている事務、例えば、事前点検事務などを検証しながら、少年審判の機能強化のための事務の在り方等について討議がされました。

平成26年4月18日に少年法の一部を改正する法律（以下「改正少年法」という。）が公布され、少年刑の見直しを内容とするものについては5月8日に施行され、家裁裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大を内容とするものについては6月18日に施行されます。

改正法の施行に向けて、各家庭裁判所では、裁量による国選付添人の選任に係る事務処理について検討されているものと理解していますが、最高裁判所においては、法改正の動向等について必要な情報提供を行ってきたほか、改正少年法下における裁量による国選付添人制度の円滑な運用の開始に向け、被疑者国選弁護人等から国選付添人への移行の流れについて、日本弁護士会連合会及び日本司法支援センター本部との間でとりまとめた「モ

デル案」など、改正少年法の施行に向けた準備をするに当たって参考になると思われる資料を各庁に送付しました。少年事件を担当する書記官においては、これらの資料を参考にするなどして、裁量による国選付添人選任事務が迅速かつ適正に行われるよう、具体的な事務処理の在り方を積極的に検討していただきたいと思います。

### 3 書記官事務に関する最近の動向について

#### (1) 書記官事務の環境整備について

企画調査部長

続きまして、書記官事務に関する最近の動向として、書記官事務の環境整備、とりわけ音声認識システムの運用状況等及びデジタル録音機の整備等についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

##### ア 音声認識システムの運用状況等について

連日的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般人である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することのできるツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷（60庁）に音声認識システムを整備しました。

平成22年度は、ユーザーインターフェースの改良、検索機能の強化等の機能性、操作性の向上等を目的とした改修版(Ver. 2)のアプリケーションソフトを全国に配布しました。また、音声認識システムの円滑な運用を図るため、アプリケーションをウインドウズビスタに対応させるための改修を行い、ウインドウズビスタを搭載した職員端末の導入時期に合わせて上記のアプリケーションを配布しました。

なお、本システムを構成する機器等が平成26年中に順次更新期を迎えることから、障害発生リスクの低減化等を目的として機器構成の単純化とそれに対応したアプリケーションの改修を行っており、同年7月から9月には機器の置き換え作業等を予定しています。

今後も、引き続き安定的な運用が行えるよう技術的なサポートを行っていきたいと考えています。

##### イ デジタル録音機の整備等について

法廷用録音機については、平成22年度までに、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の法廷及び家庭裁判所の人事訴訟用法廷に設置されている録音機を全てデジタル化したほか、出張尋問等において利用するためのデジタル録音機（持ち運び可能なもの）を高等裁判所・地方裁判所の民刑各部並びに家庭裁判所本庁及び支部にそれぞれ整備するとともに、少年事件において利用するためのデジタル録音機を、逐語録調書の作成が相当程度見込まれる庁に整備してきました。

今後は、これまで整備されたデジタル録音機を、順次更新しているところです。また、各庁の法廷の増設、逐語録需要の増大等がある場合には、必要に応じて対応していきたいと考えています。

#### (2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

企画調査部長

録音反訳の運用状況、今後の課題についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

録音反訳は、平成10年に本格導入されてから約16年余りが経過しましたが、順次導入庁が拡大され、現在では、ほぼ全ての庁において利用されています。この間、逐語録需要が増加し、特に地裁民事訴訟事件においては、供述調書の大半で録音反訳が利用されるようになるなど供述調書作成事務をめぐる状況は大きく変化しています。

また、平成21年度以降、最高裁において全庁分を一括して委託契約を締結することとなったほか、裁判員制度の運用開始に伴う音声認識結果を利用した録音反訳の導入や反訳初稿提出期限のより短いD区分の導入など録音反訳方式の枠組み自体も変化しています。

録音反訳方式を利用した逐語調書の作成は、明瞭な音源の確保、立会メモの作成、参考資料の選別、反訳初稿の校正という一連の段階を経て行われるものであり、その過程で裁判所外の業者に契約に基づいて反訳作業を行わせるという性質上、書記官事務として、反訳作業に必要となる情報を適切に提供した上で、提出された反訳初稿が契約に基づく給付として問題がないかを確認する必要があります。これらの一連の事務は、書記官が各事務の目的を理解した上で合理的に遂行する必要がありますが、現状として、書記官によって立会メモの内容が大きく異なっている、校正の方法や程度にもバラツキが窺われるなど、それぞれの事務の目的が意識されないままに行われている場合もあるのではないかとの問題意識を有しているところです。この観点から、昨年度の書記官実務研究では「供述録取事務の実証的研究－録音反訳方式を利用した調書作成事務を中心として－（仮称）」をテーマに取り上げており、研究結果を期待しているところです。このような録反事務の現状に対する問題意識を共有し、現場においてあるべき事務の検討や議論を行いつつ、具体的な実践を積み重ねながら、よりよい事務を行っていただきたいと考えています。

### (3) 帳簿諸票関係事務の現状及び問題点について

企画調査部長

帳簿諸票関係事務の現状や問題点についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

帳簿諸票の備付・保管、保存、廃棄事務等については、書記官事務等の査察において最高裁から査察事項として指定してきたこともあり、書記官において関心があるところかと思えます。

近年、法改正対応のための通達等の改正が頻繁に行われていることや書記官事務全体の在り方について、書記官事務の整理の取組を通じて検討していることなどを踏まえ、引き続き、これらの問題も含め実情把握に努めていきたいと考えています。

### (4) 適正な事務の確保について

企画調査部長

適正な事務の確保についてお聞かせください。

植村総務局第三課長

書記官は、各種調書の作成をはじめとする公証事務、期日呼出状や債務名義正本等の送達事務、事件記録の保管事務などを的確かつ着実に行うことを通じて、裁判手続を適正なものとし、その円滑な進行を確保して、当事者等の信頼を得てきました。

ところが、不適切な事務処理事例が後を絶たないばかりか、同様の事例が繰り返されています。他方、裁判所を取り巻く状況については、社会当事者の権利意識の高まり、マスコミや世論の裁判所に対する関心の高まりなどもあって、不適切な事務処理事例が及ぼす

影響はますます大きくなっており、着実に築き上げてきた書記官に対する信頼が大きく揺るぎかねない状況となっています。

このような不適切な事務処理事例の大半は、基本に忠実な事務処理がなされていれば防ぎ得たものであり、基本的な執務姿勢や執務能力が問われていることを一人一人の書記官が十分に自覚する必要があります。このような自覚とともに、改めて基本に忠実な事務処理とは何かを考え、日々これを実践して書記官事務の在り方について検討を深めてもらいたいと考えています。

#### (5) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

企画調査部長

書記官事務における秘匿情報の取扱いについてお聞かせください。

植村総務局第三課長

事件の種別を問わず、当事者や被害者等の関係人から自分の住所等の情報を秘匿してほしいという意向を示されることがあります。これらの情報を誤って反対当事者や第三者に伝えてしまったり、記録の閲覧により知られてしまうことによって、当事者等の生命・身体や財産に対する危険が生じる可能性もあることから、書記官としてどのように対応すべきか事務の在り方に危機感を持ちつつ大きな関心があるものと思われます。特に民事訴訟法では、当事者の記録閲覧に制約を加える規定がなく、刑事訴訟法においても十分でないことから、秘匿情報の漏洩を防止するために、各職場において様々な工夫をされていることと思われます。民訴事件や人訴事件では、秘匿希望情報をマスキング（黒塗り）して書面を提出するよう窓口で教示したり、家事事件も同様な工夫のほか秘匿希望情報を含む書面を提出する場合は、その旨の意思を明らかにするため非開示の申出を促し、非開示の申出がされた書類については、記録編成通達上、他の書類と区別してつづり込むことが定められていたりしています。刑事事件においては、被害者が証人となった証人尋問調書の人定事項の記載について、裁判体の指示に基づき工夫をしたり、弁護人の記録閲覧の際には弁護人の了承を得て被害者特定事項部分を除いて閲覧させるなどしています。各庁における工夫の中には、法的根拠に基づいているのか、他のより適切な代替手段がないのか関係職種間で共通の理解を持っているのか等について、改めて振り返ってみる必要があるものも含まれているのではないかと考えています。

書記官は、それぞれの手続における閲覧等の規律に応じ、適切な事務処理を行う必要があります。また、秘匿情報の取扱いにあたっては、書面の受付や記録作成保管事務のみにとどまらず、裁判官の手続運営方針に影響を受ける事務もあるので、日頃から裁判官と意思疎通をして、認識を共有しておく必要があると考えられます。

秘匿情報の取扱いについては、その漏洩が重大な結果を生じさせてしまうこともあり、これまでも日々工夫を重ねられてきたと思いますが、引き続き、現場における検討や議論を行いつつ、よりよい事務を行っていただきたいと思います。

#### 4 書記官の定員の状況について

企画調査部長

書記官の定員の状況についてお聞かせください。

**清藤総務局第二課長**

平成26年度の増員要求については、国家公務員の定員を巡る極めて厳しい情勢の下、裁判所としては、民事訴訟事件の内容が社会経済情勢の変化を背景により一層複雑困難化してきていること、特に成年後見関係事件を中心に家事事件が増加していることから、適正迅速な裁判を実現し、国民の負託にこたえていくために、裁判所の人的態勢の充実強化を図っていく必要があること等をねばり強く説明し、折衝を続け、財政当局の理解を得るべく全力を注いだ結果、書記官について29人の純増が認められ、また、書記官への振替についても、要求どおり15人が認められました。

**5 書記官の給与上の諸問題等について**

**(1) 書記官全体の処遇について**

**企画調査部長**

書記官の給与上の諸問題に関し、書記官全体の処遇についてお聞かせください。

**春名人事局給与課長**

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、国家公務員の人件費削減を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、適正な昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想され、これまでの昇格運用が維持できるか予断を許さない状況ですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

**(2) 級別定数関係について**

**企画調査部長**

級別定数関係についてお聞かせください。

**春名人事局給与課長**

平成26年度予算の級別定数の改定折衝においては、国家公務員の人件費削減を巡る厳しい情勢に加え、人事評価結果に基づく昇格運用が本格化し、昇格水準の抑制を含めた見直しが求められる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していること、また、裁判所においては従前から成績主義・能力主義に則った昇格運用を行ってきたことを強く主張し、粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

**ア 7級関係**

家裁次席書記官2（前年度1）の切上げを実現することができましたが、これは書記職全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、平成26年度に増設が認められた3ポストを含む154ポスト中147が7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な361（5級107、4級179、3級75）（前年度393）という切上数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、前橋家裁、岡山家裁及び福島家裁に次席書記官各1（いずれも6級格付け）を増設することが認められました。また、主任書記官についても、15の増設を確保することができました。

(3) 退職給与の改正等について

企画調査部長

退職給与の改正についてお聞かせください。

春名人事局給与課長

退職手当については、平成24年11月16日に「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」が成立し、支給水準の引下げについては、第二段階の引き下げが平成25年10月1日に開始されました（第一段階の引き下げは、平成25年1月1日から開始）。また、平成26年7月1日には第三段階の引下げが開始されることとされています。

さらに、早期退職のインセンティブ拡大については、前記法律及びこれに基づき平成25年5月21日に閣議決定された政令により、同年6月1日から早期退職募集制度が導入され、同年11月1日から定年前早期退職者に対する特例措置が拡充されました。

これをうけて、裁判所においても、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員を対象とし、平成26年3月末期を退職すべき期間とする早期退職募集及び認定を行いました。また、同年7月末期を退職すべき期間とする早期退職募集を行ったところです。

退職手当については職員に与える影響が大きいことから、引き続き重大な関心を持って情報収集に努めるとともに、制度趣旨に則り適正な運用ができるよう、必要な検討を行っていきたいと考えています。

6 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

企画調査部長

書記官の任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

まず、平成18年度から始まった裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）についてですが、昨年度行われたCA試験（CA-8）では、全国で426人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した51人が、10月1日付けで書記官に任官しました（なお、CA-7の申込者数は377人、任官数は41人）。本年度の試験（CA-9）については、1月16日及び17日に筆記試験が実施され、さ

らに5月7日から22日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月26日から9月12日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び中央研修の一環として各庁に委託して行う実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施された試験（CE-60、CA-3）から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行っています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要になっていることを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、仕事と生活の調和を考える上でも望ましい方法の一つではないかと考えています。

## (2) 書記官の任用政策について

企画調査部長

書記官の任用政策についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

### ア 主任書記官等のポストの増設について

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成26年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を維持・強化できるよう今後も引き続き必要な整備について、努力をしていきたいと考えています。

なお、平成26年度は総括主任書記官の設置や高裁訟廷管理官7級の切上げは実現できませんでした。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながるため、これまでも努力してきたところですが、7級は、そもそも行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

### イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

とりわけ家事の分野においては、事件数が急増し、適正迅速な処理が求められている成年後見関係事件を中心に、より当事者の法的利益に配慮し、法の趣旨に沿った運用の確立に努めていく必要があります。これらの事務を担当する書記官の果たすべき役割は非常に大きいと言えます。

書記官の育成・配置の在り方については、書記官は裁判部門の基幹職種であることから、任官後しばらくは育成の観点から、その後は国民の意識や社会経済情勢等の変化に伴う事件の量的・質的变化に着実に応えていく観点から、多様な職務経験を積んでもらうことを基本に据えています。これに加えて、事件動向や事務処理状況の変化、新しい制度の運用等を十分に踏まえながら、各専門分野における書記官の職務遂行能力の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

#### ウ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成26年4月1日現在、12か所37人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室） 1
- (2) 参議院（法務調査室） 1
- (3) 裁判官訴追委員会 2
- (4) 公害等調整委員会 2
- (5) 公正取引委員会 2
- (6) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島） 6
- (7) 人事院 1
- (8) 金融庁 2
- (9) 部科学省（東京、福島） 5
- (10) 預金保険機構（東京、大阪） 2
- (11) 消費者庁 1
- (12) 日本司法支援センター（本部、大阪、京都、福井、広島、佐賀、宮城、札幌、高知） 12

出向期間は、通常は2年の予定となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

#### (3) 女性書記官の管理職登用について

企画調査部長

女性書記官の管理職登用についてお聞かせください。

**尾崎人事局参事官**

裁判所においては、書記官に限らず、「裁判所における女性職員の採用・登用拡大計画」に掲げられた具体的取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところです。

その結果、女性職員の登用の拡大は着実に進んでいるものと考えていますが、上位官職に占める女性職員の割合が他の役職段階や各職種全体に占める女性職員の割合よりも低いことや、政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」ことを目標にしており、これと比較して裁判所の現状はまだ十分とは言えない状況にあることから、引き続き取組を進めていく必要があると考えています。具体的には、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に引き続き努めるとともに、管理職員による女性職員への助言・指導を含むサポート態勢の充実を図るなど、登用拡大に向けた勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが指摘されてきたところですが、引き続きこのような抵抗感や負担感等の解消に向けて取り組んでいく必要があることに加えて、登用後の女性職員に能力を発揮してもらうとともに、後進の女性職員の登用もさらに進めていくためには、現状の管理職員の働き方を変えて、仕事と生活の調和の実現を図っていく意識を持つ必要があると考えています。仕事と生活の調和の実現は、女性職員の登用場面に限らず、職員全員が職場で活躍していただく上でも大切な視点です。働き方を見直す上では、個々人の意識だけではなく、職場全体としての取組も不可欠ですので、各職場での理解と協力もお願いしたいと考えています。

**(4) 再任用制度について**

**企画調査部長**

再任用制度についてお聞かせください。

**尾崎人事局参事官**

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとするので、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所においても、上記閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしています。

したがって、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り再任用を行っています。

また、今後、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、定年退職後に無収入となる期間が伸びることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が

増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

(5) 仕事と生活の調和への配慮について

企画調査部長

仕事と生活の調和への配慮についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、異動計画の策定に当たっては、職員一人ひとりが、やりがいや充実感をもって働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、仕事と生活の調和の観点も踏まえ、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

なお、仕事と生活の調和への配慮は、先ほど述べたように、女性書記官の登用拡大にも資するものと考えています。

(6) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

尾崎人事局参事官

職員が育児休業等を取得することになった場合には、業務に支障が出ないように、業務分担の見直しや、任期付採用及び臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）制度の利用による代替要員の確保を検討するなどして、職員が安心して育児に専念できるよう配慮しているところです。

そのため、書記官が育児休業等を取得することになった場合には、書記官による任期付採用等を行うのが望ましいのですが、書記官任命資格を有する者を代替要員として確保することは困難な状況にあります。そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保するために、退職予定者に対し退職後の任期付採用等の希望に関する調査を行うなどして、候補者の確保に努めているところです。しかしながら、任期付採用等の候補者は依然として十分に確保されている状況にはありません。そうしたこともあり、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定程度の数について正規職員である書記官で補充できるという運用を併せて行っています。

産前・産後休暇期間中の代替措置としても、平成14年8月1日から、退職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っています。

書記官数の増加や育児休業取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推

移することが見込まれますが、引き続き、育児休業取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えるべく、今後とも代替要員の確保等に努めていく必要があるものと考えています。

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りモデルを示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

さらに、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をすることができる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していきたいと考えています。

## 7 メンタルヘルスについて

### 企画調査部長

職員のメンタルヘルスの具体的な実施状況についてお聞かせください。

### 春名人事局給与課長

裁判所に勤務する職員が、メンタルヘルス不全により長期に渡って療養を余儀なくされるケースは少なくありません。職員が心身ともに健康で職務に従事し、公務能率を向上させるためにも、予防、早期発見・早期対応、円滑な職場復帰と再発防止の各場面について、管理職員はもとより職員一人一人が心の健康に関する正しい知識を持つことが重要です。

メンタルヘルス不全を予防するためには、心身の不調を感じたら、自分一人で悩まないで、信頼できる人や上司等に相談するなどの行動を取ることが大切です。例えば、異動、昇任、引越し、結婚など、環境が変化する際は、思っている以上にストレスがかかると言われてしますので、特に注意が必要です。職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施していますので、是非活用していただきたいと思います。管理職員は、コミュニケーションが取りやすく、風通しの良い職場環境作りを心がけ、部下職員が相談しやすい雰囲気を作ることが大切です。

メンタルヘルス不全の兆候としては、遅刻・早退が増える、服装が乱れる、食欲がなくなる、表情が暗くなるといったことが挙げられるため、言葉や仕事ぶりの変化に注目することが大切です。管理職員は、これらの兆候に気づいたら速やかに話を聞き、人事担当者、

健康管理医に相談するなど、適切な対応をとる必要があります。

メンタルヘルス不全で療養していた職員が復帰する際は、円滑な職場復帰と再発防止のために、周囲の理解と協力が非常に重要です。裁判所では、療養のため長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰を支援するため、平成25年1月1日から、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤し、一定の作業を行うことにより、職場復帰に際しての不安を緩和する「試し出勤」を実施しているところです。職場の管理職員、人事担当者、健康管理医による連携と周囲の皆さんの協力を得ながら「試し出勤」を適切に運用することで、スムーズな職場復帰と再発防止が図られるよう努力したいと考えています。

## 8 システム開発等と書記官事務について

### (1) 裁判所における情報化の状況と課題について

企画調査部長

裁判所における情報化の状況と課題についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

裁判所は、これまでも情報通信技術（以下「IT」という。）や情報システムを活用した情報化を進め、各種の手続や事務処理の合理化及び効率化に取り組んできました。平成16年には、民事裁判事務処理システム及び刑事裁判事務処理システムの全国展開が中止されるという事態が発生しましたが、その翌年の平成17年12月に情報化戦略計画を策定し、民事裁判事務処理システム等に代わる新しい基幹システムを導入する方針を立て、民事裁判事務支援システム（以下「MINTAS」という。）及び刑事裁判事務支援システム（以下「KEITAS」という。）を開発しました。

また、これ以外にも、J・NETポータル構築、裁判員裁判関係のシステムの開発等、情報化戦略計画に従った各種施策を実現してきました。

この間、ITは目覚ましい発展を遂げてきた反面、情報セキュリティに対する新たな脅威も日々発生するなど、裁判所を取り巻く情報化環境は激変し、新たな課題も生じています。

そこで、平成23年12月に情報化戦略計画を改定し、現在の重点的な課題として、①情報システムの全体最適化、②情報セキュリティ水準の向上、③災害等に強い情報システムの構築等を掲げ、これらの課題に取り組んでいます。

#### ア 情報システムの全体最適化

裁判所の情報システムは、各部署が必要に応じて開発、運用してきたことから、それぞれの情報システムごとに保守及び運用の仕方が異なるなどの状況が生じており、このような状況は、コスト面だけでなく、職員の利便性の観点からも好ましいものではありません。そこで、現在稼働している情報システムを横断的に調査して、既存の情報システムを裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成する「全体最適化」の取組を行うことでコストや利便性の問題を解決しようとしています。

#### イ 情報セキュリティ水準の向上

情報セキュリティに関しては、例えば、最高裁内のサーバ室の入退室管理を確実なものとしたり、職員貸与端末へセキュリティパッチを自動配信するなどの物理的、技術的な対

策を随時実施してきていますが、小型記憶装置等の紛失による大量の個人情報の流出事案等が散見されており、国民の信頼が損なわれかねない緊迫した状況にあります。

裁判所では、平成19年に情報セキュリティに関する事務総長依命通達、情報政策課長通達及び実施要領を策定して職員の遵守すべき事項を示すなど運用面の対策を行ってきましたが、IT関連技術の進歩に確実に対応できているとまでは言い難い状況にあるため、より実効性のある情報セキュリティ対策を行っていく必要があります。

#### ウ 災害等に強い情報システムの構築等

東日本大震災の発生により、裁判所でもIT機器が使用不能となる等の事態に直面し、業務継続のための備えが必ずしも万全ではないことが判明しました。今後、情報システムを使った業務を継続するための対策が喫緊の課題となっています。そこで、耐災害性を強化するための取組を進めており、平成25年度に構築したデータセンタに各種システムのサーバ機能を順次移転する予定です。加えて、同年度中に全ての裁判所の通信回線(WAN回線)の二重化を完了しました。

### (2) 情報化を推進するための人材の育成について

#### 企画調査部長

情報化を推進するための人材の育成についてお聞かせください。

#### 松本情報政策課参事官

平成24年4月、裁判所組織の充実強化の一環として全国の高裁総務課内に文書・情報担当部署が、地家裁総務課に文書(第二)係がそれぞれ設置され、上記部署(家裁の文書係未設置庁は庶務係)が情報化関連業務を担当するものとされました(以下、当該業務を担当する部署を「情報化関連業務部署」、職員を「情報化関連業務担当者」という。)。また、従前から裁判部における情報化推進のため、職員全体のレベルアップに向けた指導的役割を果たす者として、全高裁及び全地家裁本庁を含む主な裁判所に情報化事務担当者を置いています。情報化関連業務担当者は、①当該庁における情報化に関する全庁的な状況把握や上級庁からの連絡の窓口になる、②裁判所全般及び当該庁の情報化に関する施策等を把握し、情報化事務担当者に対し、情報提供、助言、支援等を行う、③IT委員会等の設置運営等を行う、④事務局におけるIT機器、ネットワーク等のトラブル対応等の業務を担当し、情報化事務担当者は、各庁の実情に応じて、①情報政策課所管システムの利用に関し、情報政策課と各庁の裁判部との窓口となる、②IT機器、ネットワーク及び情報政策課所管システムのトラブル対応を行う、③情報化に関する研修への協力等を行うことが期待されています。

このような情報化関連業務担当者や情報化事務担当者(任命予定者及び補助者を含む。)が中心となって裁判所の情報化が推進されていくこととなるため、これらの職員を対象とした情報処理研修を1年に2回、裁判所職員総合研修所において実施しています。同研修では、全国から参加する120名(1回60名)の研修員に対して、充実した講義や演習を行っています。

また、事務の効率化や国民へのサービス向上のために裁判所の情報化を更に推進するためには、もはや各業務を行うために欠かすことができなくなったIT機器や情報システムの知識や技能を一般職員に対して効率的に浸透させていくことが重要となってきています。このような観点から、情報政策課では、IT機器や情報システムを利用するに当たって必

要となる操作方法や障害対応方法等の情報をJ・NETポータルや「会報書記官」に掲載するなどして、随時お伝えしています。今後も職員の皆様からの御意見を研修に反映させ、充実させるとともに、情報化の推進に役立つ情報が職員に的確に伝わるように工夫を重ねることで情報化を推進していきたいと考えています。

### (3) MINTASの稼働状況等について

企画調査部長

MINTASの稼働状況等についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

#### ア MINTASの稼働状況

MINTASは、平成26年1月に、支部を含む全高裁への導入が完了し、全国の高裁及び地裁において稼働しています。高裁への導入後も、通常の業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の増加などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

#### イ MINTASの機能改善改修

平成26年3月には、後述するMINTASの家裁への導入を見据え、短期間で改修することが可能であり、かつ、高裁及び地裁において利用することができる機能について改修を行いました。その主なものは次のとおりです。

##### (7) 要注意情報の管理機能の追加

要注意情報がある事件について、事件カードや期日指定状況一覧画面において、当該事件の背景色を変えて、ユーザに注意喚起できるようにしました。

##### (4) 記録の合てつ機能の拡張

記録の合てつ処理について、1冊ずつしかできなかったものを、複数の記録バーコードを連続して読み込み、一括処理できるようにしました。

#### ウ MINTASの家庭裁判所への導入

##### (7) MINTASの家庭裁判所への導入の経緯等

家裁の家事事務及び人事訴訟事件等（以下「家事分野」という。）の業務システムである期日進行管理プログラム（家事事務用）を含めた4システムが併存することによるシステム上の効率的でない点を解消すべく、業務や手続の流れを分析した上で、4システムを統合した新たなシステムの開発を検討していましたが、家事分野の事件数動向や現在の情報システム環境の整備の必要性等を総合的に考慮し、検討を重ねた結果、MINTASを、平成26年度中に家事分野の事務処理に対応できるよう改修した上で、平成27年度から家裁に順次導入することとしております。

##### (4) MINTASの家裁導入のメリット

MINTASはセンターサーバ化されており、最高裁において、システム改修の適用作業やバックアップを行うため、各庁のシステム担当者の負担が軽減されます。

さらに、高裁、地裁及び家裁で同じシステムを利用することとなるため、異動に伴うシステムの習熟を容易に図ることができます。

##### (9) 改修内容

MINTASの機能を基本とし、家事分野で必要となる当事者等の情報を管理できる機能、調停委員・参与員に関する機能、家庭裁判所調査官の調査事務に関する機能及び後見

事件等の事件処理に必要な本人カードを中心とした機能など、家事分野の事務を処理するために必要な機能を追加する改修を行います。

#### (4) KEITASの稼働状況等について

企画調査部長

KEITASの稼働状況等についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

##### ア KEITASの稼働状況

KEITASは、全国の地裁本庁及び支部において稼働しており、通常業務及び当直業務を行う上では、取り扱うデータ量やユーザ数の変動などを原因とするレスポンスの著しい低下などの不具合は見られず、安定して稼働しています。

本年度もシステムの再調整、その他のブラッシュアップを図っていきたいと考えています。

##### イ KEITASの勾留機能等に関する改修

平成26年3月に、これまでに寄せられた意見等を踏まえ、過誤防止、事務処理の効率化や操作性の向上を図ることを目的として、特に要望の多かったKEITASの勾留請求事件処理に関する機能を中心に改修を行いました。

勾留請求事件処理については、多くの庁で想定される処理手順に沿った画面遷移が可能になり、これに付随する被疑者国選弁護人選任請求事件についても効率的に処理できるよう入力項目及び画面レイアウトを変更し、手続に必要な帳票を増やすなどの改善を行いました。

そのほかにも、利便性の向上を図ることを目的として、これまで保守業者によるデータ修正を必要としていた入力項目の一部について、一定の権限を有する利用者であれば修正作業が可能とするなどの改修を行いました。

また、改修プログラムのリリースに当たっては、各庁における研修等に必要な期間を考慮し、4月にKEITASの改修版Web研修環境を先行して解放し、6月から本番環境で利用できるようにしました。

なお、当直担当者向けの操作早見表や研修で利用していただくための研修用シナリオをKEITASのナレッジコーナーに掲載しておりますので是非活用してください。

##### ウ さらに使いやすいシステムへの取組

KEITASでは、操作や各庁での運用に必要な情報をオンラインヘルプの形に集約して提供しており、引き続きこのヘルプ機能を充実させていく予定です。

また、ユーザサポートに寄せられた問合せに効率的に対応するため、定型的な問合せ内容については、オンラインヘルプからダウンロードしたファイルに予め必要な情報を入力した上で依頼する方法としたことから、問合せ者とユーザサポートとの間で円滑なコミュニケーションを図ることができるようになり、一定の内容のデータ修正であれば作業にかかる期間を短縮することができるようになっていきます。

今後も各庁から寄せられた御意見や御要望を踏まえ、ユーザサポートを始めとする各保守担当業者と連携し、さらに使いやすいシステムとなるよう努力していきます。

#### (5) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について

企画調査部長

家庭裁判所及び簡易裁判所の情報化についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

ア 家庭裁判所の情報化について

(7) 家事分野について

家裁の家事分野の情報化については、(3)のウで述べたとおりです。

(i) 少年事件処理システムの改修について

少年事件処理システムについては、現行サーバOSのサポート期間が平成27年7月で満了することから、次期サーバOSとして[ ]を導入することとした上で、現行の分散型サーバ方式から最高裁判所のデータセンタにサーバを配置するセンターサーバ方式に移行する改修を行います。

これにより、障害やアプリケーションの変更等が発生した場合においても、原則として、センターサーバ側においてメンテナンスを行い、かつ、バックアップも行うことができるため、現行の方式よりも職員の業務負担を低減することができるほか、重要かつ秘匿性の高い少年事件のデータを集中管理することができることから、高いセキュリティレベルを実現することができるようになります。

また、改修においては、現行のプログラム処理方式を見直し、レスポンスが低下しないよう改修を行う予定です。

なお、改修後のシステムは、今年度中に、現行システム導入庁に順次導入する予定ですので、詳細が決まり次第お知らせします。

イ 簡易裁判所の情報化について

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）が、全国の簡裁438庁に導入されており、簡裁の民事事件処理のための基幹プログラムとして、事務処理上不可欠なものになっています。

(6) J・NETポータルの充実について

[ ] 企画調査部長

J・NETポータルの充実についてお聞かせください。

松本情報政策課参事官

J・NETポータルは、掲示板としての機能や裁判集や規則集などの各種データベースにリンクする機能があるほか、特定の裁判所や部署に所属する職員に対して一括でメールを送信するためのメーリングリストの運用も実施しています。

平成19年8月から運用しているJ・NETポータルは、平成23年度には、サーバを更新して最新の機器を導入するとともに、各種設定の見直しを行い、ポータルの起動やさまざまなコンテンツを利用する際のレスポンスの向上を図りました。

また、平成24年度には、裁判官を含む全職員が閲覧できる新たなコンテンツとして「書記官事務の整理」が設けられ、平成25年度には各庁での情報共有等に利用できるよう「高地家簡裁掲示板」の運用が開始されました。今後もJ・NETポータルが各種業務の基盤として利用されるよう、更なる充実を目指していきます。

(7) 情報セキュリティ（USBメモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。）の職員への意識付けについて

[ ] 企画調査部長

情報セキュリティの職員への意識付けについてお聞かせください。

**松本情報政策課参事官**

ITの急速な進展に伴い、職員が取り扱う情報の量も増えている中、公的機関の保有する情報を狙った標的型メールが実際に複数の裁判所職員に対しても送信されるなど、情報セキュリティに対する新たな脅威も現実化しており、情報セキュリティ対策の重要度が年々増えています。

一方で、職員が非公表情報を格納した外部記憶媒体等を紛失するなど情報セキュリティの意識の欠如を起因とする事案が引き続き発生しており、情報セキュリティの職員への意識付けを強化することは依然として裁判所の重要課題の一つであると認識しています。

職員に対して情報セキュリティの重要性を意識付けるためには、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが重要であると考えています。

具体的には、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修において、情報セキュリティに関する基礎知識、最新動向や裁判所の情報セキュリティ対策とともに実際に起こった情報セキュリティに関する事故事例を題材にすることで、個々の職員だけでなく部課室全体で情報セキュリティの必要性・重要性を話題にし、理解を深めてもらうような取組をしていきたいと考えています。また、高地家裁の情報化関連業務部署とも連携して、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検や情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃訓練等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を引き続き高めていきたいと考えています。

**9 東日本大震災への対応状況について**

**企画調査部長**

東日本大震災に関し、その後の状況はいかがでしょうか。

**大須賀総務局第一課長**

東日本大震災の発生から3年あまりが経過しました。

被災庁においては、震災に関連する法的紛争への対応を推し進め、最高裁判所としても、被災庁における事件処理の支援に努めてきたところです。

現時点の被災庁における民事訴訟事件の数については、震災前の水準を下回っているものの、これは、全国的な事件動向と同様に、いわゆる過払金事件の減少による影響が大きいと思われます。過払金事件を除く一般の民訴事件について見ると、震災前（平成22年）の水準にまで戻りつつあり、特に沿岸地域にある支部においては、土地を目的とする訴えが増加しています。また、原子力発電所の事故に関しては、引き続き損害賠償請求が提起されています。

さらに近時、被災地の復興事業に伴う用地取得加速化の動きにより、財産管理制度の活用が進みつつあるなど、情勢に動きもあるところであり、事件動向について今後の予測を行うことは容易ではありません。今後とも、裁判所全体が被災地における事件等の動きを注視し、適切かつ機動的に対応していく必要がある中、書記官においても、必要な事務処理を迅速に行うなどして、状況の変化に応じた適切な対応が求められることとなります。

企画調査部長

ありがとうございました。以上をもちまして、予定していたテーマを全て終了いたしました。

事務局長

それでは最後に、会長から閉会の御挨拶を申し上げます。

会長

本日は、長時間、多岐にわたるテーマについて、大変有意義なお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。事務総局各局課の皆様方が、書記官のために、あらゆる分野で多角的に、書記官制度、書記官事務、書記官に対する処遇等を検討していただいている状況をお伺いすることができ、改めて、その御努力に敬意を表する次第です。

本日の座談会では、書記官事務の整理が話題になりましたが、私ども日書協では、今年3月に、全国から20人の小規模支部、簡裁勤務経験のある主任書記官、書記官に集まっていたいただき、「小規模支部、簡裁における書記官事務」をテーマとして、本部主催で座談会を行いました。座談会では、参加者から次々と手が挙がり、小規模支部、簡裁における裁判官等との連携や情報共有に関する工夫、小規模支部、簡裁勤務の書記官に求められる能力等について、数多くの発言があり、小規模支部、簡裁勤務の書記官のやり甲斐が感じられる大変活発で有意義な座談会となりました。このような書記官の仲間が全国にいて裁判所を支えているのだという思いに胸が熱くなりました。日書協では、座談会の結果を現場に還元し、全国の小規模支部、簡裁における書記官事務の在り方等を改めて考える契機にさせていただきたいと思っております。

総務局、人事局、情報政策課におかれましても、日書協の活動を御理解いただくとともに、今後とも、書記官制度、書記官事務の充実・発展、書記官の処遇の改善、IT化の推進などのため、一層御尽力くださいますよう、お願い申し上げます。

本日の座談会は、全国の会員にとって、大変有益な情報提供になると思います。今後とも日書協に対して御支援を賜りますようお願い申し上げます、この座談会終了の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局長

以上をもちまして、総務局、人事局及び情報政策課との座談会を終了させていただきます。ありがとうございました。